

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは「コーポレート・ガバナンス」という概念を、企業活動において株主、顧客、従業員、取引先、地域社会といった様々な利害関係者への社会的責任を果たすために必要不可欠なものとして認識し、透明性の高い経営システムの構築を図り、有効に機能させることが重要であると考えています。

そのため、取締役の監督責任の明確化、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示(ディスクロージャー)の充実に努め、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

当社におきましては、委員会型の会社と比較しても、監査役設置会社がコーポレート・ガバナンスの実効性の観点から有効に機能しているものと判断し、社外取締役3名を含む取締役10名で構成される取締役会と社外監査役3名を含む監査役5名で構成される監査役会による監査役設置会社制度を採用していきます。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な枠組み及び考え方を「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」として取りまとめ、当社ウェブサイトにおいて公開しております。

(<http://www.senshukai.co.jp/main/top/ir/governance/index.html>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4. いわゆる政策保有株式】

(政策保有に関する方針等)

当社は、発行会社の事業との関連性、企業連携や事業シナジー、事業戦略、取引関係を総合的に勘案し、保有意義があると判断する政策保有株式を保有します。

また、毎年、取締役会において、政策保有株式について報告し、取引実績や時価等を踏まえた上で、保有の継続について判断し、保有の意義が低い政策保有株式を売却します。

(議決権行使に関する基準)

当社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、発行会社の中長期的な企業価値向上、当社グループへ不利益を与える可能性を総合的に勘案した上で、個別に判断します。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】

当社は、役員及び主要株主等との取引を行う場合には、取締役会における承認及び報告を行うほか、取締役会規程等に基づく決裁事項とします。

上記の取締役会においては、原則として独立社外取締役の出席を要するものとし、意見等がある場合には取締役会議事録にその旨を記載します。

毎年1回、当社(重要な子会社を含む)の全ての役員に対して、いわゆる関連当事者間の取引の有無を確認するための調査を実施し、利益相反の管理体制を構築するものとします。

【原則3－1. 情報開示の充実】

(i) 当社の経営理念・経営戦略・経営計画

当社ウェブサイト(<http://www.senshukai.co.jp/main/top/ir/policy.html>)をご参照ください。

(ii) コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針

本報告書I－1及び有価証券報告書並びに当社ウェブサイト(<http://www.senshukai.co.jp/main/top/ir/governance/index.html>)をご参照ください。

(iii) 取締役等の報酬の決定方針・手続

役付取締役・取締役の報酬については、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、当社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、人事評価報酬委員会の答申を踏まえて取締役会の決議により決定します。

また、インセンティブの一つとして、業績と連動する報酬・業績連動型株式報酬制度を設定します。

(iv) 役員人事の指名等の方針・手続

当社は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性と適正規模を勘案し、役員人事の指名等の方針と手続を、次のとおりとします。

※取締役会は、取締役・監査役の全員について、いずれも、優れた人格・見識を有し、的確に経営に関する判断・執行・監督を行うことができる者の中から、役位・役職ごとに、次の基準を満たす者を選任・指名します。なお、監査役については、監査役会の同意を要するものとします。

・役付取締役については、大所高所に立ち、迅速・果断・的確な判断力を有すること

・執行役員兼務取締役については、当社グループの事業に精通し、専門性に富んだ知識と能力を備え、迅速・果断・的確な判断力を有すること

・非常勤取締役については、当社グループの事業に精通し、客観的な助言を行うことができること

・社外取締役については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することができること

・独立社外取締役については、当社の独立性等に関する基準(原則4－9ご参照)を満たし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することができること

・常勤監査役については、当社内の情報収集能力と、適法性の監視機能を適正に発揮することができること

・独立社外監査役については、当社の独立性等に関する基準(原則4-9ご参照)を満たし、適法性の監視機能を適正に発揮することができること
(v)上記(iv)を踏まえ、具体的な状況に応じて、取締役会は、個々の候補者を選任し、あるいは指名した上、株主総会にその選任をお諮りします。

【補充原則4-1-1. 経営陣への委任の範囲の概要】

取締役会は、重要な業務執行を決定しますが、その一部を取締役等に委ねる場合があります。その場合、取締役会規程等において、経営会議等の決定機関並びに代表取締役社長以下部長に至る意思決定者について、審議、承認、決裁等に関する権限を明確に定めるものとします。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役及び独立社外監査役になる者について、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、次の独立性等に関する基準を適用するものとします。

(独立性等に関する基準)

当社は、以下の(i)から(iv)について、社外取締役・社外監査役(候補者である場合を含む)が該当しない場合、当該社外取締役・社外監査役に独立性があるものと判断します。また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役の兼任会社数として、(v)によるものとします。

(i)取引先

業務執行者として在職している会社が、当社から支払いを受け、又は当社に対して支払いを行っている場合に、その取引金額が、過去3事業年度の平均で1事業年度当たり、いずれかの会社の連結売上高の2%以上の場合

(ii)専門家

法律、会計又は税務等の専門家として、当社からの報酬又は支払いが、個人の場合は、過去3事業年度の平均で1事業年度当たり1,000万円以上となる場合。法人等の場合(個人が所属する場合)は、過去3事業年度の平均で当該法人等の売上高の2%以上の場合

(iii)寄付の提供先

業務執行者として在職する非営利団体に対する当社からの寄付金が過去3事業年度の平均で1事業年度当たり1,000万円又は当該団体の年間総費用の30%のうち、いずれかの大きい額を超える場合

(iv)上記(i)から(iii)又は当社若しくは当社子会社の業務執行者の近親者

2親等以内の親族が、上記(i)から(iii)又は当社若しくは当社子会社の重要な業務執行者として在職している場合、又は過去5年間に在職していた場合

(v)役員の兼任会社数

上場会社の役員(取締役、監査役又は執行役)の兼任は、当社のほかに4社以内とします。

【補充原則4-11-1. 取締役会全体としての能力等及び選任に関する考え方】

原則3-1(iv)をご参照ください。

【補充原則4-11-2. 取締役、監査役の兼任状況】

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるものとします。取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する数は、合理的な範囲にとどめるよう、当社が独自に定める独立性等に関する基準(原則4-9(v)ご参照)によることとし、当該兼任状況は、毎年、事業報告・有価証券報告書で開示します。

【補充原則4-11-3. 取締役会全体の実効性に関する分析・評価結果の概要】

当社は取締役会の実効性に関する分析および評価を平成28年度より実施し、取締役会の機能向上に努めています。

2017年は11月に取締役会出席全メンバーに対してアンケートにて実効性の分析評価を実施し、取締役会にて議論しました。

質問内容は①取締役会の構成について、②取締役会の準備、運営について、③取締役会における議論の実効性について、です。

その結果、当社の取締役会の構成はバランスが取れ、新任の社外取締役からの発言も多く議論が活発になされており、実効性はおおむね確保されていると評価されました。今後より充実したものにするために、短期的なテーマの議論ではなく、長期的、未来的な議論を行うなど中長期視点での戦略議論を深めていくこと、業務執行者の報告における質と量の向上を更に図ることでより取締役会の監視・監督機能を拡充すべきといった課題が挙げられました。

今後は課題の解決を通じてさらに取締役会の実効性機能向上を図り、引き続き更なる改善に努めます。

【補充原則4-14-2. 取締役、監査役に対するトレーニング方針】

取締役及び監査役に対するトレーニングの方針については、取締役・監査役が自らの役割を十分に果たすべく、随時トレーニングを行うものとします。

上記のトレーニングは、各取締役・監査役が、業務上必要な知識の習得等のため、また、時代の変化に応じた知識や情報を得ることで当社の発展に寄与できることを目的とします。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主・投資家に正確な情報を適時・公平にご提供するとともに、建設的な対話を行い、長期的な信頼関係を積極的に構築することとし、取締役会は、次の方針によるものとします。

(i)IR担当役員

IR担当部署である経営企画部を管掌する取締役をIR担当とします(個別面談の対応を含む)。

(ii)IR担当者

IR担当の広報室では、関連する他部署との情報共有を密にします。

(iii)投資家への対応

広報室にて個別面談に積極的に対応するとともに、株主・投資家・アナリスト向けに半期毎の決算説明会を開催し、代表取締役及びIR担当執行役員が直接説明します。

個人投資家に対しては、当社ウェブサイト(<http://www.senshukai.co.jp/main/top/ir/invest/index.html>)に専用のコンテンツを用意するとともに、当社に対する理解向上を図ります。

(iv)役付取締役・取締役会へのフィードバック

IR活動のフィードバックについては、随時取締役会に報告を行い、取締役や監査役との情報共有を図ります。

(v)インサイダー情報の管理

株主・投資家・アナリストとの対話の際には、当社グループのインサイダー取引禁止規程に基づき、インサイダー情報管理を徹底します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
J. フロント リテイリング株式会社	11,815,000	22.62
株式会社プレストシーブ	3,650,000	6.99
凸版印刷株式会社	1,838,147	3.52
株式会社三井住友銀行	1,665,370	3.19
大日本印刷株式会社	1,511,663	2.89
株式会社みずほ銀行	1,119,961	2.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	791,300	1.52
日本生命保険相互会社	790,707	1.51
千趣会グループ従業員持株会	774,834	1.48
株式会社三菱東京UFJ銀行	752,946	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

平成29年4月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行並びにその共同保有者であるみずほ証券株式会社、アセットマネジメントOne株式会社及びみずほインターナショナルが平成29年3月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	1,119	1.88
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	3,716	6.24
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	885	1.49
みずほインターナショナル (Mizuho International plc)	Mizuho House, 30 Old Bailey, London, EC4M 7AU, United Kingdom	—	—
計	—	5,721	9.60

(注)みずほ証券株式会社の保有株券等の数には、新株予約権付社債の保有に伴う保有潜在株式の数が含まれております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
寺川 尚人	他の会社の出身者								○			
青山 直美	他の会社の出身者											
中桐 悟	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

寺川 尚人	○	社外取締役寺川尚人氏が代表取締役社長を務める株式会社Indigo Blueと当社は、当社の人事評価報酬委員会の外部アドバイザーとして契約しております。また、過去に同氏が取締役を務めた株式会社スタイリングライフ・ホールディングス及び執行役員を務めた株式会社ワールドと当社との間には商品仕入れ等の取引はありますが、それぞれの取引額は、いずれも上記3社の売上高における割合は2%未満であります。	寺川尚人氏は、ソニー株式会社入社以来グループ関連会社等の取締役などを歴任。一貫して人事・労務業務に従事し、新規事業の立ち上げや本社構造改革、グループ経営の制度設計の導入、運営をリード。ソニー株式会社退社後も数多くの会社の取締役等を歴任しており、培ってきた豊富な知見・経験等を当社の経営に反映していただけるものと判断しております。 ＜独立役員指定理由＞ 東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断して、独立役員に指定しております。
青山 直美	○	――	青山直美氏は、株式会社東芝、ネットマーケティングベンチャーである株式会社イーライフを経て、消費者目線のマーケティング支援の有限会社スタイルビズを設立。企業のソーシャルメディア運営やeコマース関連、特に越境ECのアドバイザーを務める一方、経済産業省消費経済審議会特定商取引部会委員など各種委員を歴任。ワークライフバランスの充実を図る女性のための情報サイト「ワーキングマザースタイル」を主宰する等、培ってきた豊富な知見・経験等を当社の経営に反映していただけるものと判断しております。 ＜独立役員指定理由＞ 東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断して、独立役員に指定しております。
中桐 悟		――	中桐悟氏は、数多くの会社の取締役等を歴任しており、培ってきた豊富な経験・実績、見識を当社の経営に反映していただけるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事評価報酬委員会	4	0	3	1	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事評価報酬委員会	4	0	3	1	0	0	社内取締役

補足説明 更新

人事評価報酬委員会は、人事・評価・報酬決定の透明性・妥当性を担保するため、取締役会から委託を受け、人事・評価・報酬の検討評価を行い、取締役会に答申する諮問委員会です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数 更新	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、定期的に監査方針等の協議を行うなど、監査を有効かつ効率的に行うための連携を図っております。
内部監査部門と監査役との会合は、年間4～5回程度開催され、内部監査部門は監査役に監査計画及び監査実施状況について報告し、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小泉 英之	公認会計士													
森本 宏	弁護士								○					
中野 創	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小泉 英之	○	――	小泉英之氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的見地から、その高度な知識と見識を発揮していただけるものと判断しております。 ＜独立役員指定理由＞ 東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断して、独立役員に指定しております。
森本 宏	○	当社は森本 宏氏が代表社員を務める弁護士法人北浜法律事務所及びCEOを務める北浜法律事務所グループに所属する他の弁護士個人と法律顧問契約を締結しておりますが、当該顧問料及びその他の報酬額を合わせても同グループの総収入における割合は、1%未満であります。	森本宏氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的見地から、今後ますます重要となるコンプライアンス経営に、弁護士としての知識と見識を発揮していただけるものと判断しております。 ＜独立役員指定理由＞ 東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断して、独立役員に指定しております。
中野 創		――	中野創氏は、公認会計士として会社経営に携わってこられた豊富な経験と幅広い見識をもとに、財務、会計に関する専門性を当社の監査体制に発揮していただけるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社が独自に策定する独立性等に関する基準については、【原則4－9】をご参照ください。
なお、独立役員の要件を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、短期的な業績と連動する報酬のほか、中長期的な業績の向上並びに企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として業績連動型株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役及び監査役に対する報酬

区分	員数	報酬等の額
取締役	12名	111百万円（うち社外取締役 4名 15百万円）
監査役	4名	38百万円（うち社外監査役 2名 10百万円）

- （注）1. 上記には、平成29年3月30日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役2名）を含み、同日に退任した無報酬の社外取締役1名を除いております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第62期定時株主総会において年額4億円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第62期定時株主総会において年額7千万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員に対し、日々の業務執行の対価として、株主総会で決議いただいた報酬限度額の範囲内で役位、経歴等を勘案し報酬を支払います。取締役等の報酬の決定方針・手続につきましては、【原則3－1】(iii)をご参照ください。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役には、イントラネットに必要な資料等をいつでも閲覧可能な体制をとっております。
現在、監査役専任スタッフ1名を置き、社外監査役のサポート体制をとっております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 0 名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役10名のうち3名は社外取締役が就任し、監査役5名のうち3名は社外監査役に2名は公認会計士としての専門的見地から、1名は弁護士としての専門的見地から適宜必要な発言を受け監査役体制の強化を図っており、監査役設置会社制度がコーポレート・ガバナンスの実効性の観点から有効に機能しております。

各機関等の運営・機能については以下のとおりです。

[取締役会]

原則として月1回開催し、取締役及び監査役が出席し、法令、定款及び取締役会規程に定められた重要な事項の審議・決定を行っております。

[経営会議]

原則として毎週開催し、常勤の取締役及び監査役並びに社長の指名を受けた執行役員等が出席のもと、取締役会から委任を受けた重要な事項の迅速な審議・決定及び各部門の執行状況のチェックを行っております。

[監査役会]

監査役全員により構成し、取締役会その他の重要会議への出席、各決裁文書の閲覧等により、経営の意思決定や業務執行状況の適法性及び妥当性について監査しております。

[内部監査部門]

年間を通じた監査活動により、各部門の業務執行・手続の適法性、準拠性、効率性等を細部に亘りチェックしております。

[内部監査、監査役監査及び会計監査の状況]

内部監査部門につきましては、事業部門に対し、業務監査、会計監査、システム監査等を行い、代表取締役社長及び取締役会並びに常勤監査役にその状況を報告するとともに、改善事項の提言及び改善状況の確認等を行っております。

監査役については、取締役会等の重要会議に出席するほか、常勤監査役が中心になり業務監査、会計監査等を行うなどして、取締役の職務執行を監査しております。

会計監査及び内部統制監査につきましては、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、当社グループのあらゆる情報・データを提供し、迅速正確な監査を実施しうる環境を整備しております。監査役・内部監査部門・会計監査人は、定期的に監査方針等の協議を行うなど、監査を有効かつ効率的に行うための連携を図っております。

業務を執行した公認会計士の氏名、監査法人名及び継続監査年数並びに監査補助者の構成は以下のとおりであります。

公認会計士の氏名、所属する監査法人名

指定有限責任社員・業務執行社員 佐藤陽子 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員・業務執行社員 大谷智英 新日本有限責任監査法人

* 継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 14名 その他の監査従事者 17名

なお、監査役・内部監査部門・会計監査人は、定期的に監査方針等の協議を行うなど、監査を有効かつ効率的に行うための連携を図っております。

上記に関しましては、【原則3－1】(iii) (iv)をご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)で記載しておりますとおり、監査役設置会社制度がコーポレート・ガバナンスの実効性の観点から有効に機能していると判断し、現在の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の2週間以上前の早期発送を行っております。 また、WEBによる招集通知の早期開示にも努めております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使の利便性を高めるため、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を可能と しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	平成19年3月開催の第62期定時株主総会より、(株)ICJが運営する機関投資家向け議決 権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページに招集通知(日本語版、英訳版)を掲載しております。当社の総会資料 は http://www.senshukai.co.jp/soukai からご覧いただけます。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社グループは、金融商品取引法及び当社が株式を上場している東京証券 取引所が定める適時開示規則に沿ってディスクロージャーを行っております。 投資判断に影響を与える決定事項、発生事実、決算に関する情報が発生した 場合、また、適時開示規則に該当しない情報についても、当社を理解して頂く ために有効と思われる情報は、公平かつ適時・正確に開示する方針であります。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催	第2四半期決算発表(7月)、本決算発表時(2月)の年2回アナリスト・機関投 資家及び報道機関に対して決算説明会を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料として、制度的開示資料の決算短信(和・英両文)、有価証券報告書、 株主総会招集通知を、自主的開示資料として、中期経営計画概要 (和・英両文)、ファクトブック(和英併記)、プレスリリース、決算説明会資料(和・ 英両文)、事業報告書(株主通信)を開示しております。 当社のIR資料は http://www.senshukai.co.jp からご覧いただけます。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署名は、経営企画部、広報室となっております。 IRを担当する役員といたしましては、取締役執行役員経営企画担当の内藤剛 志が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は平成17年11月よりCSR活動に取り組んでおります。またCSRポリシーを制定し、更なる CSRの推進に取り組んでおります。また、平成22年より環境・社会貢献レポートを作成し、 毎年、情報開示の充実に取り組んでおります。 当社のCSR活動につきましては、 http://www.senshukai.co.jp/csr からご覧いただけます。
その他	取締役は男性9名、女性1名(うち社外取締役は男性2名、女性1名)、執行役員は男性9名 で構成しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは「コーポレート・ガバナンス」を有効に機能させ、強化するために下記内容の内部統制システムの整備を構築し、コンプライアンスの強化、業務執行の効率性、リスク管理体制の確立を目指します。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)コンプライアンスについては、「千趣会グループコンプライアンス・ポリシー」を制定し、法令や社内規則などにおける違反等の潜在的リスクに対し早期に対処するために、内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン」を開設する。
- (2)役員（取締役・監査役・執行役員）及び使用人にコンプライアンス上の問題が発生した場合には、規程に基づき、社内における窓口、あるいは社外窓口としての「企業倫理ヘルプライン」を通じて、役員に関しては「監査委員会」に、使用人に関しては「倫理コンプライアンス委員会」に付議し、審議する。
- (3)役員及び使用人に対しては、e-ラーニング・イントラネット等でコンプライアンス教育を適宜実施する。
- (4)会社における内部統制については、社長直轄の監査室が規程に基づき、業務運営の状況の把握と改善を図るため、内部監査を実施し、社長に報告する。
- (5)知的財産権に関しては、事前にリスクマネジメント部がチェックするほか、製造物責任については「品質管理委員会」で販売規制商品の検討・決定を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書取扱規程」、「データ管理規程」に基づき保存・管理を徹底する。
- (2)会社の重要な機密事項に関しては、別途、「機密文書取扱規程」を設け厳重に管理を行う。
- (3)重要な規程の改訂は取締役会の承認を得て実施する。
- (4)取締役の職務の執行に係る情報は、取締役及び監査役がイントラネットにて常時閲覧可能な状態にする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)会社の経営の根幹に係わるリスクを分類し、各リスクごとに所管部または委員会を設けることで管理体制を明確にし、問題発生時に迅速に対応する体制を整えたうえで、各リスクの管理状況を毎月「リスク管理統括委員会事務局」に報告する。また、事務局は月次報告を取りまとめたうえで毎月、緊急時には、所管部又は委員会が速やかに経営会議のメンバーで構成する「リスク管理統括委員会」に報告する。
- (2)危機管理における具体的な対応については、必要に応じ各リスクごとにマニュアルを整備し、迅速な対応が図れる体制をとる。
- (3)取締役の不測の事態に対する体制として、業務代行が円滑に行える体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)「社規」、「決裁事項申請に関する規程」を制定し、取締役会、経営会議、監査役会等の役割、使用人の職位、職務分担、職務権限、役割、決裁権限等を明確に規定し、業務の効率性を確保する体制をとる。
- (2)取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図るため、社外取締役（非常勤）制度を導入する。
- (3)「担当執行役員制度」を導入し、経営の意思決定機能と業務執行機能の権限・責任を明確化することにより、経営の効率化を図る。
- (4)取締役会とは別に、原則として常勤の取締役・監査役で構成する「経営会議」を設け、取締役会から委任された重要な業務執行について決議し、迅速な意思決定を行える体制をとる。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社及びグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、「関係会社管理規程」を策定・実施し、50%超出資の子会社の子会社の重要な事項については、親会社で承認する体制をとる。
- (2)各主管部が子会社を主管することで、親子会社間の指揮・命令・意思疎通の連携を密にし、指導・助言・評価を行いながらグループ全体としての業務の適正化を図る。
- (3)事業子会社のうち取締役会非設置会社は、毎月開催する定例会議において各種報告を行う。事業子会社は、毎月開催する月次会議で売上・利益の報告を共有し、少なくとも年1回、当該事業子会社の社長から当社社長へ直接報告を行う。
- (4)監査法人と親会社の取締役の間で定例的な会議を実施し、グループ全体の状況について意見交換を行う。
- (5)グループ会社共通の「インサイダー取引規程」、「内部通報に関する規程」を策定し、グループ会社の役員及び使用人に対して共通のコンプライアンス教育を実施する。
- (6)グループ中長期経営計画を策定し、効率的に運営する。
- (7)子会社の役員人事は「人事委員会」で、子会社の代表取締役は取締役会で選解任を行う。
- (8)グループ会社は、それぞれリスクの度合いに応じて規程を整備し管理する。
- (9)当社取締役、監査役、執行役員及び従業員が必要に応じてグループ会社の取締役及び監査役を兼任するとともに、「関係会社管理規程」に基づきグループ会社の業務を所管する部門と連携し、グループ会社における法令遵守及び業務の適正性を確保するための指導・支援を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査役会からの求めに応じ、監査役専任スタッフ1名を置く。
- (2)監査役専任スタッフの任命及び異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査役会の意見を最大限尊重する。
- (3)監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、監査役に帰属するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)常勤監査役は必要に応じて主要な会議に出席し、経営状況その他重要な情報の報告を受ける。
- (2)常勤監査役は「リスク管理統括委員会」に出席するとともに、リスク管理に関する各委員会又は所管部から、「企業倫理ヘルプライン」における重大な事項その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会に報告する。
- (3)監査役が閲覧を必要とする資料については、要請があり次第いつでも閲覧に応じることとする。
- (4)監査部門が実施した内部監査の結果を報告する。
- (5)監査役は社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を実施する。
- (6)監査役監査を定期的に実施することにより、業務執行役員及び重要な使用人からヒアリングを実施する。
- (7)必要に応じて、監査役会からの要請により、専門家の助言を得られるべく対応する。
- (8)当社及びグループ会社から連絡を受けた「倫理コンプライアンス委員会」における委員長は、従業員の重大な不正行為等の事実又はその疑い

がある場合は、監査役会に報告する。

8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
前号の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1)監査役の職務の執行上必要と認められる費用について予算化し、その前払等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。

(2)会社のために必要と認める場合には、予算外費用を会社は承認する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1)金融商品取引法をはじめ関係法令の定めるところに従い、財務報告に係る内部統制の信頼性の評価及び外部報告を実施する。

(2)財務報告に係る内部統制の有効性の評価にあたって、一般に公正妥当と認められる評価の基準に準拠した手続を定め、これに従う。

(3)財務報告に係る内部統制の有効性を確保するため、定期的に全社を対象とした内部監査を実施し、不備の発見並びに是正を行い、継続的に改善に努める。

(4)社長に求められている有効な内部統制の整備及び運用、並びに財務報告に係る内部統制の評価及び外部報告を補佐するため、監査室は「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」に基づき、内部監査を実施し監査結果を社長に報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「コンプライアンスポリシー」及び「反社会的勢力による被害を防止するための指針」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした対応で臨み、一切関係を持たないことを宣言し、役職員に周知徹底する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制は、下記のとおりです。

1. 適時開示に係る当社の基本姿勢

当社は、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様との信頼関係を構築し当社の価値を正当に評価していただくことをIR活動の目的としております。そのため当社の実態を正確に認識・判断できるよう情報を公平かつ適時・正確に提供することを基本姿勢としております。

2. 適時開示に係る社内体制

当社は広報室を責任部署として、以下の体制により情報開示を行っております。

(a) 決定事実に関する情報

重要な決定事実については、原則として毎月1回開催の定時取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。決定された重要事実について、株式会社東京証券取引所の適時開示規則に従い、情報取扱責任者を中心に開示の要否を検討し、開示が必要な場合には、迅速に行うように努めています。また取締役会には監査役が出席しております。さらに、必要に応じて監査室による内部監査、会計監査人による会計監査及びアドバイスを受けており、正確かつタイムリーな会社情報の開示に努めております。

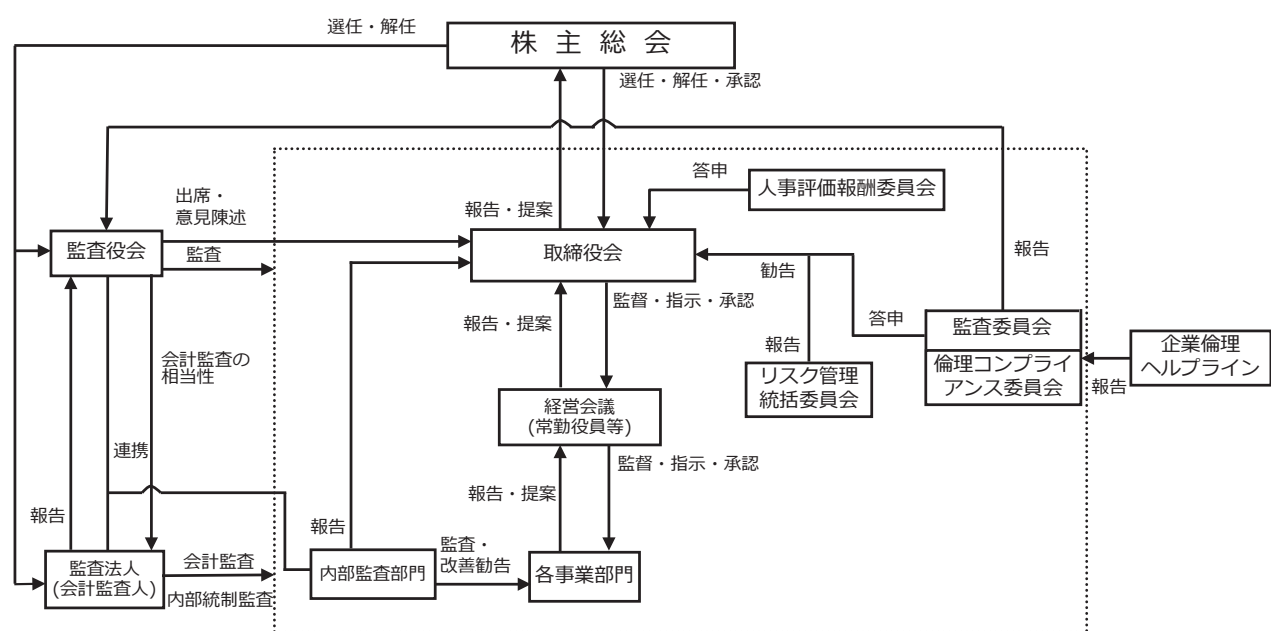
(b) 発生事実に関する情報

重要事実が発生した場合には、当該発生事実の認識部署から速やかに広報室、リスクマネジメント部他関係部署に情報が連絡され、情報取扱責任者を中心として、当該事実の内容の確認・検討を行うとともに、取締役会、代表取締役社長へ報告が行われます。発生事実について、適時開示規則に従い、情報取扱責任者を中心に開示の要否を検討し、開示が必要な場合には、迅速に行うように努めております。また、必要に応じて監査室による内部監査、会計監査人による会計監査及びアドバイスを受けており、正確かつタイムリーな会社情報の開示に努めております。

(c) 決算に関する情報

財務経理部を中心として経営企画部、広報室と共同で、決算開示資料(決算短信、四半期決算短信)を作成し、取締役会の承認を得て開示を行います。

当社のコーポレート・ガバナンスと内部統制のシステム・リスク管理体制



適時開示体制の概要

